

国の電子化事例調査報告資料

【事例番号 1】

特許電子出願（特許庁）

アビームコンサルティング株式会社

本書における用語・略語の定義

	用語・略語	定義
1	オンラインシステム	特許庁の電子計算機と手続をする者又はその者の代理人が使用する電子計算機とを電気通信回線（インターネット回線）で接続したもの
2	特定手続	（1）特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願等の手続、（2）国際出願等のオンラインシステムを利用して行なうことが可能な56の手続
3	特許等関係法令	特許法、実用新案法、意匠法、商標法、特例法及びこれらの法律に基づく命令
4	登録情報処理機関	特許庁への出願等の手続にかかる書面の記載事項を電子化する業務及び電子化手数料を徴収する業務を実施する機関。特許庁長官が認定する。
5	インターネット出願ソフト	特許庁への出願等の手続を行うため、特許庁が無償提供する専用ソフトウェア
6	特	特許法
7	特施法	特許法施行法
8	手数料令	特許法等関係手数料令
9	特施令	特許法施行令
10	特施規	特許法施行規則
11	特登令	特許登録令
12	特登施規	特許登録施行規則
13	実	実用新案法
14	意	意匠法
15	商	商標法
16	旧特	平成5年改正前の特許法
17	旧実	平成5年改正前の実用新案法
18	特例法	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律
19	例施令 特例法施行令	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令
20	例施規	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則
21	現金手続令	工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令

目 次

第 1 本資料の目的及び調査の概要	1
1 本資料の目的	1
2 調査の概要	1
(1) 調査対象手続の概要	1
(2) 手続利用者の概要	2
(3) 手続利用に必要な条件・環境	3
第 2 民事訴訟手続のIT化に向けた本事例からの示唆	5
第 3 調査結果詳細	6
1 e 提出に関する事項	6
(1) 訴え提起のオンライン提出への一本化	6
(2) 手数料の電子納付・電子決済への対応	7
(3) 訴訟記録を電子記録に一本化	7
(4) 主張・根拠をオンライン提出に一本化	8
(5) 形式的記載の補正指示	9
(6) 電子的な方法による送達	9
2 e 事件管理に係る事項	10
(1) 主張・証拠への随時オンラインアクセス	10
(2) 裁判期日をオンラインで調整	10
(3) 本人・代理人による期日の進捗・進行計画の確認	10
(4) 期日の自動指定	10
(5) 調書、判決書の電子化	11
(6) 電子的な決裁	11
(7) 期日情報のインターネット公開	11
(8) 判決のインターネット公開、自動マスキング	11
(9) オンラインでの記録の確認	11
3 e 法廷に係る事項	12
(1) ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大	12
(2) 争点整理段階におけるITツールの活用	12
(3) 期日のインターネット公開	12
4 構築費用・技術基盤に関する事項	13
(1) 初期構築・運用等の費用	13
(2) 技術基盤（導入ソフトウェア等）の確認	13
5 電子化の効果に関する事項	13
(1) 電子化の効果を測定する指標と効果	13

第1 本資料の目的及び調査の概要

1 本資料の目的

本資料は、民事訴訟手続のIT化の検討に際して、幅広いIT化の可能性を検討するため、民事訴訟手続のIT化において活用可能と考えられる国の行政手続に関する電子化事例を収集・整理するものである。

2 調査の概要

(1) 調査対象手続の概要

本事例では、特許庁への出願等の手続を調査対象としている。

特許庁への出願等の手続は、自宅や会社のパソコンからオンラインで行う方法（電子出願）と書面で行う方法がある。特許庁では、1990年（平成2年）12月から電子手続を開始し、2005年（平成17年）10月からインターネット回線を利用した電子手続を開始した。

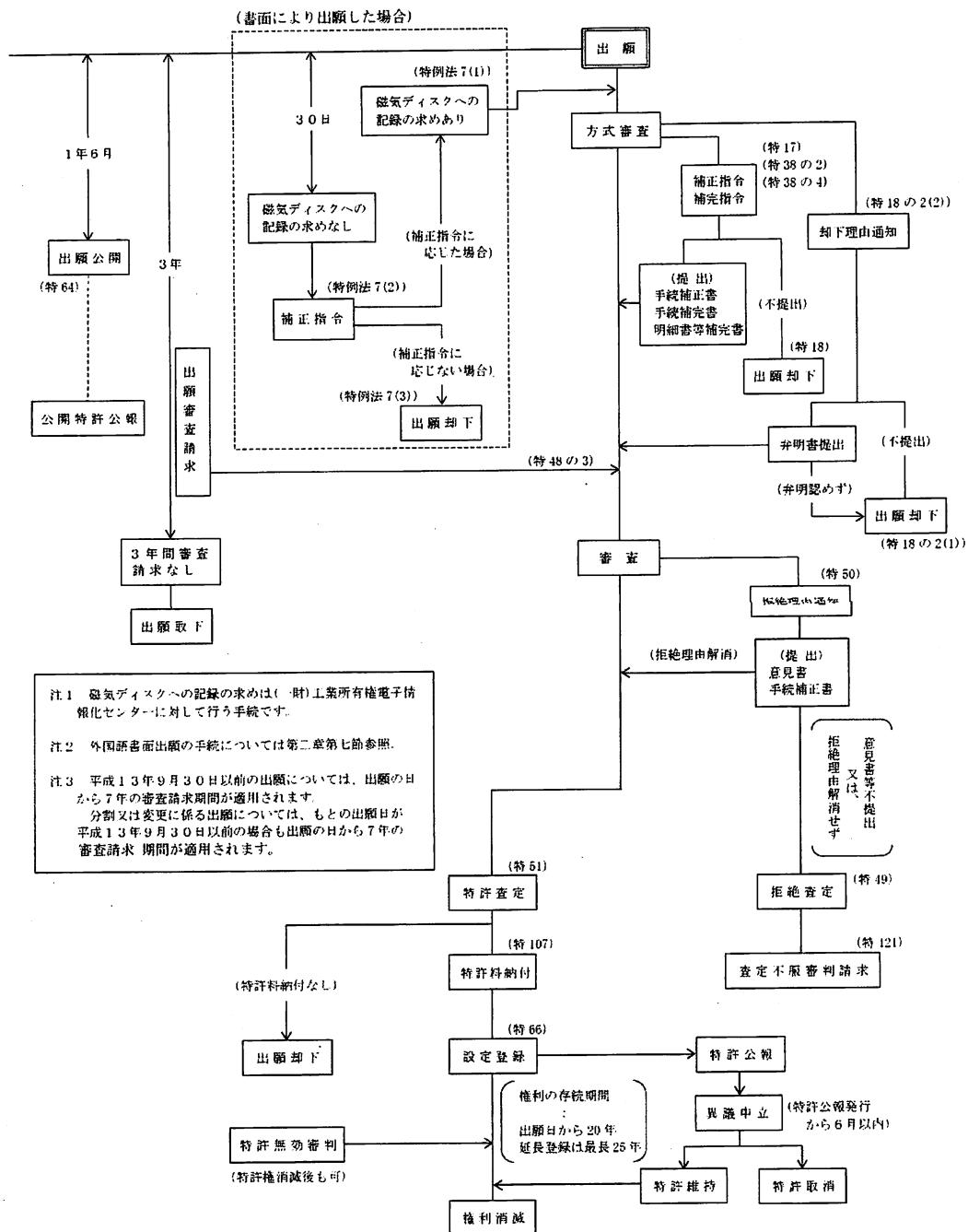
電子出願では、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願等の手続、国際出願等の56の手続（以下「特定手続」という。）について、オンラインシステム（特許庁の電子計算機と手続をする者又はその者の代理人が使用する電子計算機とを電気通信回線（インターネット回線）で接続したもの。（特例法2（1）））を利用して行うことが可能である（特例法3（1），例施規10）。

オンラインシステムにより行われた特定手続については、当該特定手続を書面の提出により行うものと規定した特許法、実用新案法、意匠法、商標法、特例法及びこれらの法律に基づく命令（以下「特許等関係法令」という。）に規定する書面の提出により行われたものとみなして、特許等関係法令の規定が適用される（特例法3（3））。

オンラインシステムによる特定手続は、事前に特許庁長官に届け出た電子計算機から入力して行う。¹

¹ 特許庁「出願の手続」平成30年度（特許庁、2018年）

図表第1-1 手続概念図²



(2) 手続利用者の概要

手続利用者は、特許、実用新案、意匠、商標の合計で約50万件であり（2016年）、うち約93%が法人によるものである。最も個人の割合の高い実用新案の場合、約6,500件中約34%が個人によるものであった。

² 特許庁「出願の手続」平成30年度（特許庁、2018年）

図表第1-2 出願人別（個人・法人・官庁別）出願件数表（2016年）³

	個人	法人	官庁	計	
				うち外国人	
特許	8,398 2.6%	309,970 97.4%	13 0.0%	58,137 18.3%	318,381 100.0%
実用新案	2,223 34.3%	4,257 65.7%	0 0.0%	1,552 24.0%	6,480 100.0%
意匠	2,295 8.0%	26,501 92.0%	0 0.0%	4,327 15.0%	28,796 100.0%
商標	20,777 14.0%	127,190 85.9%	57 0.0%	14,697 9.9%	148,024 100.0%
四法合計	33,693 6.7%	467,918 93.3%	70 0.0%	78,713 15.7%	501,681 100.0%

各区分上段は件数、下段は区分ごとの構成比

(3) 手続利用に必要な条件・環境

電子出願システムの利用に際して、利用者は以下の環境を用意する必要がある。

ア パソコン等の機器

「インターネット出願ソフト」に対応したOSを搭載したパソコンが必要⁴。「インターネット出願ソフト」は、特許庁の電子出願ソフトサポートサイトからダウンロードしインストールする。

また、必要に応じて、ワープロソフト・スキャナ・作図ソフト・プリンタ等を用意する。

イ インターネット環境

インターネット出願ソフトはインターネット回線（ADSL、光ファイバー等）の種類に関係なく利用できるが、インターネット常時接続での利用を前提としている。⁵

ウ 電子証明書

インターネット出願では、申請人を識別し、かつ提出書類が申請人本人のものであることを検証するために「電子証明書」を利用する。このため、申請人は、特許庁への電子出願に利用可能な電子証明書を、特定の発行機関や認証局から取得する必要がある。

電子証明書にはファイルタイプ、ICカードタイプがあり、個人・法人で利用するものが異なる。個人の場合は「マイナンバーカード（個人番号カード）」、「住民基本台帳カード」等の「公的個人認証サービス」の電子証明書が必要である。法人の場合は、法務省電子認証登記所の発行する電子証明書が必要である。

³ 「特許行政年次報告書 2017年版（統計・資料編）」（特許庁、2017年）を基に一部改変

⁴ 電子出願ソフトサポートサイト（http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/1_start/step-2.html#windows-a）（特許庁）

⁵ 電子出願ソフトサポートサイト（http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/4_news/6_com/index.html）（特許庁）

また、ICカードタイプの証明書を利用する場合は、購入した電子証明書（ICカードタイプ）に対応したICカードリーダを用意する必要がある⁶（公的個人認証については、平成29年1月からスマートフォンのリーダライタモードを使い、ICカードリーダライタの代わりにパソコンに接続して公的個人認証サービスを利用することが可能となっている⁷）。

エ 申請人利用登録

インターネット出願ソフトから、特許庁へ識別番号と電子証明書の組み合わせを登録する必要がある。

図表第1－3 手続主体別の手続実施手順及び必要経費の整理

No.	手順	手続主体		備考
		個人(本人・代理人)	法人	
1	電子証明書の準備			
	法務省 電子認証登記所の発行する電子証明書の取得		○2,500円/3か月～16,900円/27か月	
	マイナンバーカードの取得	○当面無料		公的個人認証に対応する証明書
	住民基本台帳カードの取得	○		
2	基本的環境(PC・ネット環境)の準備	○	○	
3	ICカードリーダの準備	○	電子証明書はファイルタイプのため不要	
4	インターネット出願ソフトのダウンロード	○無料	○無料	

出所：http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/1_start/step-1_1_hojin.html

⁶ 電子出願ソフトサポートサイト (http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/1_start/step-1_4_ic.html) (特許庁)

⁷ 公的個人認証サービス ポータルサイト (https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html) (地方公共団体情報システム機構)

第2 民事訴訟手続のIT化に向けた本事例からの示唆

1 電子出願と書面出願の取扱について

電子出願と書面（紙）による出願の2つの方式が併用されている。書面による出願の場合、出願を行う者の経費負担による電子化が必要である。電子出願率は、平成27年4月時点で94%である。⁸

2 ユーザ側利用環境についてについて

特許庁が無償提供する専用ソフトウェア（インターネット出願ソフト）が必要である。

また、電子出願に際しては、電子証明書の事前購入、特許庁への申請人利用登録が必要である。

3 利用時間について

24時間365日利用可能である。

4 電子化手数料について

すべての手続を電子化することを推進しており、書面申請の場合、電子化手数料を別に納付する必要がある。

5 書面申請の場合のデータ及び書面保管について

書面の場合は、書類を収納した袋に保管・管理を行う。また特許、実用新案、意匠法、商標により保存期間は異なる。

6 送達確認について

特許庁からの通知などの書類は、オンラインで受信が可能となっている。ただし、10日間サーバに待機し、この期間内に発送書類の受取をしなかった場合は、後日書留により書面を郵送している。

7 補正手続について

電子出願中の補正処理は、オンラインで手続することが可能である。知的財産権として登録後に訂正する場合は、オンラインで手続することはできず、書面によってのみ可能となっている。また、訂正には別途、手数料が必要である。

8 インターネットによる公開について

オンライン請求後、書類の閲覧期間は5開庁日（祝祭休日、年末年始除く）の間とされている。

⁸ 特許庁のサイト (<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/pcinfo/outline/present.htm>)

第3 調査結果詳細

1 e 提出に関する事項

e 提出は、民事訴訟手続において、裁判所への訴状、答弁書、準備書面、証拠書類等の書面提出を電子的に行うことをいう。ここでは、民事訴訟にかかる一連のプロセスにおける書面の提出に関する事項について、国の電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 訴え提起のオンライン提出への一本化

本事例における取扱の現状は、以下のとおりであった。

ア 申請等の提出方法

本事例では電子出願と書面（紙）の出願の2つの方法がある。電子出願は、専用ソフトウェア（インターネット出願ソフト）を利用する。

イ オンライン提出の場合の利用環境によるサービスの差異

本事例については、専用ソフトウェアによるサービスのみであった。

ウ オンライン提出のための書類定型化の有無・利用者向けマニュアルの有無

定型フォーマットが提供されており、Wordなどを用いて作成し、HTML形式で保存が可能である。個人、法人とも同じマニュアルを利用する。⁹

エ オンライン提出の場合、電子手続を利用できない人はどのような方法で申請しているか。

電子出願と書面（紙）の出願の2つの方法がある。

書面（紙）で提出された場合は、電子化するための手数料（電子化手数料）の納付が義務づけられている。

オ オンライン提出の場合の本人認証手段・申請受理の旨の申請者への通知手法

オンライン提出には、「マイナンバーカード（個人番号カード）」、「住民基本台帳カード」等の「公的個人認証サービス」の電子証明書が必要である。

法人の場合は、法務省電子認証登記所の発行する電子証明書のみ利用可能である。

インターネット出願ソフトの画面上での「ステータス」表示によって、申請受理の旨の確認が可能となっている。

カ どの時点をもって提出時としているか（送信時・受信時・その他）

オンラインシステムにより行われた特定手続は、特許庁の使用に係る電子計算機に備えられた ファイルへの記録がされた時に特許庁に到達したものとみなされる（特例法

⁹ 申請書類の書き方ガイド：<http://www.pcinfo.jpo.go.jp/guide/DocGuide.htm>

3 (2))。

書面（紙）の場合（郵送による提出の場合）は、受領証や消印に基づいて特定された郵便差出日時が出願時とみなされる。

キ オンラインによる受付時間

24時間365日である。

ただし、一部の機能（オンライン発送、オンライン閲覧、納付番号一覧照会、納付番号明細照会、口座振替情報照会、申請人情報照会／変更、申請人情報・証明書管理ツールの利用停止）は、開庁日の午前9時から午後10時までとなっている。

(2) 手数料の電子納付・電子決済への対応

予納、現金納付、電子現金納付及び口座振替に対応している。電子現金納付は、インターネット出願ソフトを利用して納付番号を取得し、その納付番号でPay-easy（ペイジー）が利用できる金融機関のインターネットバンキング又はATMから、手数料の払込を可能としている。

(3) 訴訟記録を電子記録に一本化

本事例では、電子出願と書面（紙）による出願の2つの方法が可能である。書面による出願の場合、申請人側の経費負担で電子化することとしている（電子化作業そのものは、申請人は行わない）。

ア 手続に係る書類は電子記録に一本化されて保管されているのか。または書類（紙）での保管も行われているのか。

オンライン出願と書面（紙）の出願の2つの方法がある。

すべての手続を電子化することを推進している。現在では特許・実用新案で97%という高い電子出願率を実現している。¹⁰

書面の提出により手続を行う場合、申請人は、書面に記載した事項を磁気ディスクに記録（記録の電子化）するよう、登録情報処理機関に求める必要がある。この求めは当該手続をした日から30日以内に行う必要がある（特例法7（1）、9（3）、例施規31）。

記録の電子化を行う必要があるのは、特定手続として定められた59の手続のうち、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願等45の手続である。

磁気ディスクへの記録の求めは、請求者等氏名、対象とする特許出願等の番号等を記載した書面を提出することにより行う（例施規34）。

イ 書面申請の場合の電子媒体への置換手法（手書きの文字・文字以外の情報の取扱）

¹⁰ 特許庁への電子出願率は、四法平均で約94パーセントとなっている（平成27年4月1日時点）。

書面の記載事項を電子化する業務及び電子化手数料を徴収する業務は、特許庁長官が認定した登録情報処理機関が行っている。

書面申請の場合に電子媒体に置き換える磁気ディスクへの記録を求める者は、政令で定める額の手数料（電子化料金）を登録情報処理機関に納付する必要がある（特例法40（1）①、手数料令5（1）①）。

手数料は、1件につき1,200円に、書面1枚につき700円を加えた額となってい。手数料の支払は払込用紙を用いて行う。

当該登録情報処理機関では、OCRシステム（光学的文字読み取り装置）と校正支援システムを組合せて電子化を行っている。

出願等の書面に記載された事項は、特許庁の電子計算機に備えられたファイルに記録される（特例法8（1）、例施規32）。

何人も、ファイルに記録された事項が書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、特許庁長官に対し、その旨を申し出ることができる（特例法8（4））。

上記の申し出を含め特許庁長官は、ファイルに記録された事項が書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、直ちに当該ファイルに記録された事項を訂正する（特例法8（3））。

なお、電子媒体に置き換える磁気ディスクへの記録が行われた場合、電子媒体が原本となる。

ウ 電子記録に一本化されている場合、書類（電子媒体に置き換えた後の紙）について、どのように管理・保管を行っているのか。電子データに一本化されていない場合、紙とデータをどのように紐付けするか。

書面の場合は、以下に該当する書類を管理・保管する。また、書面は、特許、実用新案、意匠法、商標により保存期間は異なる。

- 特許法、実用新案法、意匠法若しくは商標法の法律に基づく命令に規定する願書、その添付書類、手続補正書、拒絶をすべき旨の査定書等出願に関する書類
- 特例法に基づく命令に規定する手続に関する書類（異議申立事件に係る書類を除く。）
- 特許協力条約に基づく規則93.1に規定する記録及び同規則93.3に規定する書類

（4）主張・根拠をオンライン提出に一本化

本事例では、電子出願と書面（紙）による出願の2つの方法が可能であるが、書面による場合でも電子化して管理している。電子出願の受付は24時間365日可能であり、特許庁の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に特許庁に到達したものとされる。

ア 申請等の提出方法

本事例では電子出願と書面（紙）による出願の2つの方法がある。電子出願の場合は、専用ソフトウェア（インターネット出願ソフト）を利用する。

イ どの時点をもって提出時としているか（送信時・受信時・その他）

オンラインシステムにより行われた特定手続は、特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に特許庁に到達したものとみなされる（特例法3（2））。書面（紙）の場合（郵送による提出の場合）は、受領証や消印に基づいて特定された郵便差出日時が出願時とみなされる。

ウ オンライン受付時間

24時間365日可能である。ただし、一部の機能（オンライン発送、オンライン閲覧、納付番号一覧照会、納付番号明細照会、口座振替情報照会、申請人情報照会／変更、申請人情報・証明書管理ツールの利用停止）は、開庁日の午前9時から午後10時までである。

エ オンライン提出の場合の利用環境によるサービスの差異

本事例については、専用ソフトウェアによるサービスのみである。

（5）形式的記載の補正指示

提出画面からの補正については、電子出願した特許願や実用新案登録願（XML形式の書類）のみ可能である。手続補正書や手続補足書に対しての補正はできない。

- ・誤記修正の補正書作成（Windows版のみ）
- ・意思確認の補足書作成
- ・意思確認遅延時の補正書作成

（6）電子的な方法による送達

本事例では、通知等の書類の発送は、基本的に電子的に行っている。申請人等はインターネット出願ソフトの画面から書類（特許（拒絶）査定、拒絶理由通知書等）を受取ることができる。これらの書類は10開庁日の間サーバに待機する。この期間内に受取が行われない場合（受取ボタンがクリックされない場合）、書留により郵送している。

なお、電子的な方法により発送された場合、メールによる通知は行わない。このため、定期的に発送書類の有無を専用ソフトウェアの画面上から確認する必要がある。

2 e 事件管理に係る事項

e 事件管理は、民事訴訟手続において、事件管理（経過・期日の管理）、提出書面・証拠の一覧内容管理、判決・決定内容の管理等の事件に関わる情報の管理を電子的に行うことを行う。ここでは、民事訴訟に関わる事件管理に関する事項について、国の電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 主張・証拠への隨時オンラインアクセス

本事例では、出願書類等について、オンラインで閲覧が可能である。提出済み書面の訂正は書面によってのみ可能である。

ア 画面上から確認を行うことが可能か。アクセスする際の本人認証はどのように行うのか。

出願されている出願書類や磁気原簿を、オンラインで閲覧可能となっている。

イ 提出済み書面に対する加除訂正の可否・方法、（履歴管理の有無・方法、改ざん防止の方策、（改ざん防止の観点とは別に）提出後の書き込み等の可否

平成27年11月1日から施行された省令によって登録後の訂正は書面により可能。（オンライン手続では行えない。）また、訂正には別途、手数料が必要である。¹¹

審決・決定が確定すると、その訂正後の内容で遡って、特許出願、出願公開、特許権の設定登録が更新すると想定される。

ウ 提出済み書面の加除訂正が可能な期間の有無

期限は特に設けていないと想定される。

(2) 裁判期日をオンラインで調整

本事例では、日程等の調整を行うような仕組みはない。出願書類等のやり取りは専用ソフトウェア経由で行うと想定される。

(3) 本人・代理人による期日の進捗・進行計画の確認

専用ソフトウェア（インターネット出願ソフト）を利用して、出願状況の確認が可能である。

(4) 期日の自動指定

本事例では、期日を指定する仕組みはないと想定される。

¹¹ 訂正審判・訂正請求の手続（平成29年8月23日 特許庁審判部）

(5) 調書, 判決書の電子化

本事例では、申請を受けた特許庁内部での意思決定等は電子的に行われている。

最終的な特許庁からの通知等は、専用ソフトウェアの画面から取得する（オンライン発送する）ことが可能である。

(6) 電子的な決裁

電子的な書面の決裁（認印）を行っている。

(7) 期日情報のインターネット公開

本事例では、特許情報プラットフォームがポータルの役割を果たしている。

(8) 判決のインターネット公開, 自動マスキング

特許出願内容等にかかる情報はインターネットで公開されている。これらの情報はすべて開示するためマスキングは行っていないと考えられる。

ア ポータルサイトのような情報を開示するための仕組み

本事例では、特許情報プラットフォームがポータルの役割を果たしている。

イ 自動マスキングはどのような方法により行っているのか。

マスキングが必要な情報はないため、マスキング機能は存在しないと想定される。

(9) オンラインでの記録の確認

オンラインでの記録の確認については、以下のとおりである。

ア 記録の確認主体の種別（当事者と第三者等）によってアクセスが可能な範囲・アクセスの方法に違いはあるのか

本事例では、専用ソフトウェア（インターネット出願ソフト）を利用して、特許庁への証明請求及び閲覧請求などをオンラインで可能である。閲覧期間は、閲覧書類の送付後、閲覧第1日目（閲覧可能となった日の翌開庁日が第1日目）～開庁日（祝祭休日、年末年始除く）の5日間である。

オンライン閲覧手続可能範囲については、開示対象は以下のとおりである。

・特許・実用新案

平成2年12月1日以降にされた出願及びこれに係る手続

平成12年1月1日以降に拒絶査定不服審判の請求がされた審判に係る手続

・意匠・商標

平成12年1月1日以降にされた出願及びこれに係る手続

平成12年1月1日以降に拒絶査定及び補正却下の不服審判の請求がされた審判に

係る手続

イ オンラインでの閲覧は認めるが謄写（ダウンロード・スクリーンショット等）は認めない場合はあるか。あるとすれば謄写をどのように制限しているか。

専用ソフトウェア（インターネット出願ソフト）を利用して、特許庁への証明請求及び閲覧請求などがオンラインで可能である。

3 e 法廷に係る事項

e 法廷は、民事訴訟手続における口頭弁論等の法廷においてＩＴを活用することをいう。ここでは、民事訴訟にかかる法廷に関連する事項について、国の電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大

ウェブ会議・テレビ会議のシステムは導入しているのか。導入している場合どのようなソフトウェア等を利用して行われているのか確認したが、本事例ではウェブ会議・テレビ会議の導入は確認していない。専用ソフトウェアによるやり取りが主たる連絡手段であり、ウェブ会議・テレビ会議による連絡の必要性は低いと考えられる。

(2) 争点整理段階におけるＩＴツールの活用

ウェブ会議・テレビ会議で決定した事項をどのように記録・保管しているのか。また関係者に内容を共有する場合どのような仕組みで行われているのか確認したが、本事例では、ウェブ会議・テレビ会議の導入は確認していない。

(3) 期日のインターネット公開

ポータルサイトのような情報を開示するための仕組みがあるか確認したが、本事例では、特許情報プラットフォームがポータルの役割を果たしている。

4 構築費用・技術基盤に関する事項

本事例の民事訴訟手続のIT化への活用を検討するに当たり、どの程度のコストを要しているかは、一つの重要な判断基準となりうる。このため、本事例において必要なシステム構築費等のコストを調査した結果を以下に整理する。併せて、本事例で利用している技術基盤についても整理する。

(1) 初期構築・運用等の費用

構築又は運用に係る予算がどの程度か確認した。

図表第4－1 特許庁業務・システムの最適化の予算額

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
予算額 (単位:千円)	7,636,366	7,406,641	6,573,758	7,729,275	9,649,642

(2) 技術基盤(導入ソフトウェア等)の確認

本事例では、オープンソースのソフトウェアは利用していないと想定される。

5 電子化の効果に関する事項

本事例における電子化の手法等を、民事訴訟手続のIT化に適用するか否か検討する一つの材料としては、実績として効果があったといえるか否かは重要な要素であることから、本事例における電子化の効果を確認した。

(1) 電子化の効果を測定する指標と効果

当該事例における電子化の効果を測定する指標と効果について、電子化による効果をどのように測定しているか、効果は実際にはどうだったのか確認した。

本事例においては、以下の効果・実績を確認した。

・ 業務処理時間：

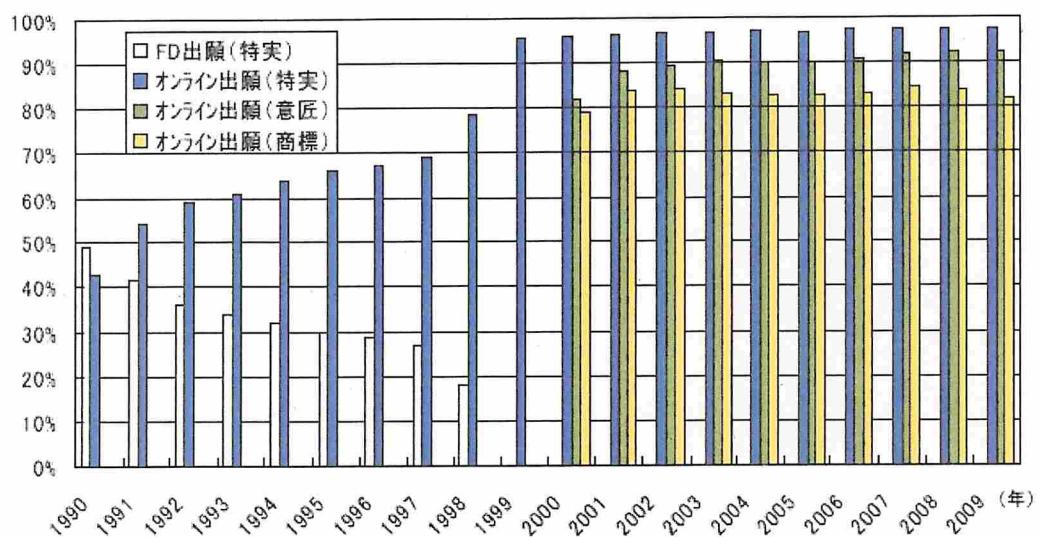
業務改善の対象となる業務の遂行に要する関係職員全員の年間合計業務処理時間

基準値：3,720,376 (平成17年度)

目標値：3,665,427 ※達成年度：平成35年度

電子出願率の推移

図表第5-1 電子出願率の推移



(平成28年度)

年間出願件数

特許権（発明）：32万件

実用新案権（新案）：6.5千件

意匠権（デザイン）：3万件

商標権（ブランド・マーク）：16万件

オンライン利用率

特許・実用：98%

意匠：93%

商標：85%

以上

出所・参考資料一覧

- 1 特許電子出願ソフトサポートサイト
http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/1_start/0_online.html
- 2 一般財団法人工業所有権電子情報化センター
<http://www.papc.or.jp/>
- 3 J-PlatPat (特許情報プラットフォーム)
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>
- 4 インターネット出願ソフト 操作マニュアル V. 付録編 付録D オンライン手続可能範囲一覧
http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/3_inet/2_manual/0310/i2-05-furoku.pdf センター
- 5 包袋及び審判記録の保存期間に関する規程 P 3
https://www.jpo.go.jp/iken/pdf/iken_kaitei_11/01-01.pdf
- 6 平成29年度政府情報システム投資計画書 (A009518)
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai73/siryou3-2.pdf>
- 7 出願の手続 平成30年度、特許庁
http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/syutugan_tetuzuki.htm
http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/syutugan_tetuzuki/00_00all.pdf
- 8 20年を迎えた世界初の電子出願、更なるIT化の進展
http://www.jpo.go.jp/seido/rekishi/pdf/kinenshi/04_00.pdf